

報告第 3 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 2 7 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決 定 額	相 手 方	事 件 の 概 要
平成26年12月10日	536,000円	埼玉県草加市清門 在住者	平成 2 5 年 7 月 2 1 日午後 1 0 時頃、足立区保木間三丁目 2 0 番 1 4 号先の区道上のアスファルトが轍となっていたため、相手方が運転する車両の底部がマンホールに接触したことにより、相手方は車両の損傷を被った。